



2025 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 グ ロ ー ビ ン グ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 耕 平
(コード番号: 277A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 上 級 執 行 役 員 C F O 建 林 秀 明
TEL. 03-5454-0805

自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社の従業員を対象とする譲渡制限付株式付与制度に基づき譲渡制限付株式として付与する株式へ充当すること、資本効率の向上を通じた株式の皆様への利益還元、M&Aにおける活用及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、自己株式を取得すること（以下「本自己株式取得」といいます。）といたしました。当社の代表取締役であり、主要株主である輪島総介氏からその保有する当社株式の一部を売却したい意向がある旨の連絡を受け、当社としては、同氏からの株式の取得は、上記目的に資することに加え、当社株式の流動性の向上及び税務上のメリットにもつながると判断いたしました。また、自己株式取得の手法としては、全ての株主に市場価格での売却機会を与えつつ、速やかな取得手続の完了が可能と考えられる、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けを実施することが最適であると判断いたしました。

当社の従業員を対象とする譲渡制限付株式付与制度の詳細につきましては、本日付で公表いたしました「譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 自己株式の取得の方法

本日 (2025 年 7 月 18 日) の株価終値 (最終特別気配値を含む。) 2,497 円で、2025 年 7 月 22 日午前 8 時 45 分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において、買付けの委託を行います。

なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とし、その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。

3. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	360,400 株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:1.3%)
(3) 株式の取得価額の総額	899,918,800 円
(4) 取得結果の公表	2025 年 7 月 22 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付を行います。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、当社の支配株主である当社代表取締役輪島総介氏がその保有株式の一部を売却する予定であり、支配株主との取引等に該当します。

(1) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況

当社が2024年11月29日に公表したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、現状支配株主との取引は行っておりません。将来において取引を行う可能性が生じた場合には、経営上の合理性・取引条件の適正性に留意し、法令・諸規程に遵守の上、取締役会にて十分な審議及び決議を実施するとともに、公正で適切な取引関係を維持することで、当社及び少数株主に不利益とならないように対応してまいります。」

当社は、本件自己株式取得に当たっても、少数株主の利益を不当に害することがないように、後記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主に不利益でないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、取得日前取引日の株価終値での本自己株式取得を行う予定です。利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である輪島総介氏を除いた、支配株主と特別な利害関係を有しない取締役7名(うち社外取締役3名)で、本日(2025年7月18日)、本自己株式取得に係る取締役会の決議をいたしました。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本自己株式取得に関する取締役会の決議に際しては、監査役会(社外独立役員3名で構成(本田雄輔氏、細川琢夫氏、西本俊介氏)のみで構成)と独立社外取締役3名(米山恭右氏、田村誠一氏、高橋広敏氏)が事前に協議し、本自己株式取得の決定は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本自己株式取得は、取得時期・方法等に鑑み、当社の従業員を対象とする譲渡制限付株式付与制度に基づき譲渡制限付株式として付与する株式へ充当すること、資本効率の向上を通じた株式の皆様への利益還元、M&Aにおける活用及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的とするものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があって実施されるものではないこと。
- ② 本自己株式取得に係る意思決定については、利害関係を有する輪島総介氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取ら

れていること。

- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されることで、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

（参考）2025 年 5 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 （自己株式を除く）	28,728,000 株
自己株式数	0 株

以上